

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 29 年 10 月 12 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700193号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700171号

第1 結論

請求者のA社における平成13年3月21日から平成14年2月9日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成13年3月から平成14年1月までの標準報酬月額については、30万円から50万円とする。

平成13年3月から平成14年1月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成13年3月から平成14年1月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成13年3月21日から平成14年2月9日まで

A社に勤務していた期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際の報酬月額より低く記録されている。請求期間のうち一部の月について給料明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を報酬月額に見合う額に訂正し、将来の年金額に反映させてほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、雇用保険の記録(退職前6か月間の離職時賃金日額)及び請求者から提出された給料明細書により、請求者が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(30万円)を超える報酬月額(50万円)の支払を受け、当該標準報酬月額より高い標準報酬月額(50万円)に見合う厚生年金保険料(4万3,375円)を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の雇用保険の記録並びに給料明細書により推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から50万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主も既に亡くなっ

ており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。